

議案第1号

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和元年8月8日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前		
(実施校) 第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。				(実施校) 第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。		
高等学校名	課程名	学科名		高等学校名	課程名	学科名
略				略		
青谷高等学校	全日制課程	総合学科		青谷高等学校	全日制課程	総合学科
八頭高等学校	全日制課程	普通学科	普通科			
略				略		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前から引き続き八頭高等学校の全日制課程普通学科普通科に在学している者（同日以後に編入学、転入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなる者を含む。）については、改正後の鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の規定は、適用しない。

「鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則」の一部改正について

1 規則の概要・現状

単位制高等学校は、学年による教育課程の区分を設けず、かつ学年ごとの課程の修了の認定は行わずに、卒業までに所要の単位を修得すれば卒業を認めるものである。

昭和 63 年度に、高校中途退学者や海外帰国子女等の受け入れに対応するため、学校教育法施行規則が一部改正された。鳥取県では、同年度に定時制課程で制度化（単位制導入）、全日制課程においては生徒の選択を拡充する観点から平成 5 年度に制度化（単位制導入）、通信制課程においては聴講制度が導入されること等に伴い、平成 18 年度に制度化（単位制導入）された。

【平成 31 年度時点の本県における単位制導入状況】

学校名	課程名	学科名
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科普通科
		理数学科理数科
鳥取緑風高等学校	定時制課程	総合学科
	通信制課程	普通学科普通科
青谷高等学校	全日制課程	総合学科
倉吉東高等学校	全日制課程	普通学科普通科
	定時制課程	普通学科普通科
倉吉西高等学校	全日制課程	普通学科普通科
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科普通科
米子東高等学校	全日制課程	普通学科普通科
	定時制課程	普通学科普通科
米子西高等学校	全日制課程	普通学科普通科
米子高等学校	全日制課程	総合学科
米子白鳳高等学校	定時制課程	総合学科
	通信制課程	普通学科普通科
境高等学校	全日制課程	普通学科普通科
日野高等学校	全日制課程	総合学科

2 規則改正の趣旨・目的

平成 31 年度から平成 37 年度までの本県高等学校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示した「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針 [平成 31 年度～平成 37 年度]」（平成 28 年 3 月策定）において、生徒が自らデザインした学習を可能にするため、「学年制」から多様な科目の選択が可能となる「単位制」への移行をより一層進めていく方針を明記している。

八頭高等学校では令和 2 年度に 1 学級減及びコース制の廃止と類型の導入を予定しているが、これらの改編と併せて進学重視型単位制を導入することで、生徒の進路に応じた多様な授業選択を可能にし、進学実績の向上など学校の魅力化に資するため、この規則に定める単位制による運営の特例に関する措置を認めたい。

3 規則改正の内容

単位制による課程の実施校に、八頭高等学校の全日制課程普通学科普通科を追加する。

また、附則により、この規則の施行日前から八頭高等学校の全日制課程普通学科普通科に在学している者に対する経過措置を規定する。